

寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人フードバンクたらの芽会（以下「この法人」という。）が受領する寄付金の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、この法人の寄付金取扱い事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、寄付金とは、この法人が寄付、遺贈、募金等の名目を問わず、返還義務を伴わずに受領する対価性のない金銭その他の財産権（この法人に対する無償の役務提供を除く）をいう。

(寄付金の種類)

第3条 この法人が受け入れる寄付金の種類は、「一般寄付金」、「指定寄付金」及び「特別寄付金」とする。

2 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄付金

個人または団体から用途の特定がなされないで受領する寄付金

(2) 指定寄付金

広く一般に、この法人が用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金

(3) 特別寄付金

前各号のほか、この法人が予め用途を特定して、個人または団体から受領する寄付金

(一般寄付金の募集及び用途)

第4条 この法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、定款第5条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、この法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

(指定寄付金の募集及び用途)

第5条 指定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他の必要な事項を説明した書面（電磁的方法・記録を含む）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。変更する場合も同様とする。

2 指定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を定款第5条の特定非営利活動目的事業のうち特定の事業に使用することとして資金用途を具体的に定めなければならない。

3 指定寄付金について、募集総額を上回る寄付金が寄せられた場合及び予定していた資金用途への充当が困難になった場合等は、理事会の議決を経て、この法人の他の特定非営利活動に係る事

業に使用することができる。また、受領した指定寄付金総額の最大3割（当該指定寄付金の募集経費を含む）までを上限として、必要な範囲で管理費に使用することができる。

（特別寄付金）

第6条 この法人は、個人または団体から特別寄付金を受領することができる。但し、特別寄付金を受領するには、理事会の承認を求めなければならない。

2 特別寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、特定の目的に使用するものとする。

（金銭以外の寄付金）

第7条 金銭以外の寄付金等については、寄付者に説明した寄付の使途の範囲内で、この法人が自ら使用するほか、換価等の処分の上、必要経費を控除した残額を前3条の規定に従って使用するものとする。

（寄付金の受入の制限）

第8条 この法人は、寄付金が次の各号に該当するとき、またはそのおそれがあるときは、その受入を辞退し、寄付者またはその承継人に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

- ① 法令または定款に抵触するとき
 - ② 寄付金等の受け入れに起因して、この法人が著しい負担を生じるとき
 - ③ この法人の業務遂行上支障があると認められるとき、およびこの法人が受け入れるには不相当と認められるとき
 - ④ 寄付者が使途を指定して行った寄付に関し、その使途が定款に定めるこの法人の目的の達成に資するものでないとき
 - ⑤ 寄付者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき
- 2 前項に基づき、寄付者またはその承継人に対して、寄付金の返還をする場合に、寄付者本人またはその指定する者に対する返還が困難な事情があるときは、返還に代えて供託等のこの法人の指定する適切な方法をとることができるものとする。
- 3 前2項に基づく寄付金の返還等が、やむを得ない理由により、次条に定める領収証等の発行後に行われる場合は、原則として発行済領収証等の返還を要するものとする。

（寄付金の受領後の対応）

第9条 この法人が寄付金を受領したときは、前条に定める受入制限に該当しない限り、遅滞なく礼状（受領書）または領収証（以下「領収証等」という。）を、寄付者またはその承継人へ送付する。ただし、寄付者もしくはその承継人の氏名、名称、所在等が客観的な記録等から確認できない場合、または寄付者またはその承継人が特段の意思を表明したときはこの限りでない。

- 2 前項のほか、この法人は、理事会の決定に基づき、寄付者またはその承継人に対して、特別な表彰を行うことができる。
- 3 寄付金の領収証等は、寄付金の振込記録または寄付者が作成する寄付申込書等の客観的な記録に基づき、可能な限り寄付者またはその承継人本人の氏名または名称で発行するものとする。なお、寄付者またはその承継人から本人以外の名義による領収証等の発行依頼があったときは、会計責任者及び担当理事が法令等に照らしてその適否を判断するものとする。
- 4 この規程に定めるものを除き、この法人の資産の譲渡・貸付・運用、役務の提供、役員の選任及び事業の運営等に関して、寄付者またはその承継人に特別の利益を与えないよう留意しなければならない。

(寄付金の使途結果の報告)

第 10 条 寄付金の使途結果の報告は、この法人の社員総会における事業報告およびホームページ、活動報告書等により、適時適切に行うものとする。

(個人情報保護)

第 11 条 寄付者およびその承継人に係る個人情報は、この法人が別途定める個人情報保護方針に基づき、適切に取得、管理および利用しなければならない。

(遺贈および相続財産からの寄付)

- 第 12 条 寄付者からの遺贈および相続財産からの寄付、信託や生命保険の仕組みを利用した寄付についても、本規定を準用する。
- 2 遺贈または相続財産からの寄付を受け入れるにあたっては、弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者または寄付者の想いの実現を図るべく、円滑な受け入れができるよう努める。

(雑則)

第 13 条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、別に理事会において定める。

(規程の改正)

第 14 条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、2024 年 6 月 1 日から遡って施工するものとする。(2024 年 6 月 9 日総会決議)